

吹田民主商工会 いんぷお め〜しょん

吹田市川園町20-1
TEL (06) 6383-2211
FAX (06) 6382-8190
<http://www.suita-minshou.com>
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の
昼2時・夜7時
なんでも相談会

複雑な複数税率・インボイスは

消費税を5%に戻してやめさせよう

10月24日にさんくす会議室において清家税理士を講師にお招きし「どうする？複数税率 実務対策セミナー」を開催し、39名が参加しました。1時間で消費税という本質的な問題からお話しされ、預り金ではなく事業者の売上に直接課税されること、消費税の転嫁は力関係で決まること、所得が低いほど負担が重い逆進性、輸出大企業に恩恵を与える輸出戻し税、景気を冷やすこと、膨大な滞納を招くことについてグラフや表などを交えながらお話しされたうえで、複数税率への対応についてその仕組み、帳簿・請求書の変更点、インボイス制度導入スケジュール等の説明していただきました。質疑応答では、不動産賃貸の方から修理経費の消費税のこと、物品販売の方から価格を据え置きの場合の売上の計上、自分の請求書などの実務作業での注意点の質問が相次ぎました。清家さんは消費税が庶民を苦しめていること、複雑な複数税率が中小業者を苦しめることを広く知らせて、なんととしてもインボイス阻止するためにも消費税を5%に戻せと運動することが大切だとお話しされました。



10月28日(月)に「会社の作り方と仕組みを学ぶセミナー」の作り方と仕組みを学ぶセミナー」をテーマに学習会を開催し12名が参加しました。講師として森高 悠太 司法書士(もりたか 法務事務所代表)にお話ししていただきました。森高さんは法人とは何なのか、法人を設立するメリットは何かをお話しされ、特に個人ではなく法人として営業用の資産を所有することで事業承継がしやすくなることをお話されました。森高さんは会社設立までに必要な書類、資本金振り込み、実印の作成などの手続きや法人名や所在地、出資者、取締役とその任期など決めるべきこと、設立までにかかる費用を丁寧にお話ししていただきました。また法人を設立してからの注意として2年から10年の任期による役員変更や本店所在地の異動があった時には登記をしないと過料を科せられるので注意が必要とも強調されていました。参加者から株式会社と合同会社の違いや、通帳が発行されないネットバンキングで出資の証明ができるかななどの質問も出され、森高さんはわかりやすくお答えいただきました。



ご案内 吹田民商HPと

「すいみん・ビジネスインデックス」

民商ではパソコン・スマートフォン両方に対応したHPを公開し、毎週発行している民商ニュース「いんぷおめいしょん」や学習会や相談会のご案内を掲載しています。先日から青年部が取り組んでいる会員の仕事紹介誌「すいみん・ビジネスインデックス」も掲載しました。ぜひご覧ください。

参加された会員からは「消費税の仕組みでトヨタなどの大きな会社は消費税を返してもらっていることには本当にびっくりです。自分は商品の単価を税込でやっているの消費税が上がったからと値段を上げにくい。でも食材以外の経費は10%になってくるので、その分は自分が被ることになると思うと納得いかない。また申告に向けて8・10%と分けて記帳していくことになるのは大変。計算もややこしくなると思います」「申告に向けた記帳や計算に不安を感じます。また、インボイスや政府が狙っている再引き上げなどにならないように今のうちから声を上げていかんとダメだと思います」「4年後に予定されているインボイス制度が非常に危険だとわかりました。下請先との関係がこれから心配になります。」などの感想がありました。

伝言板

吹田市建設工事入札参加資格申請受付

吹田市建設工事入札参加申請(更新)受付が始まります。相談される方は必要書類を揃えて事務所にお越しください。申請期間11月5日(火)〜11月18日(日) 民商での相談会 11月5日(火) 14時・8日(金) 14時

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民とともに！

〒564-0013 大阪府吹田市川園町20-1

吹田民主商工会

TEL : 06-6383-2211

🏠	記帳・申告	労働保険
経営対策	アクセス	吹田民商ニュース

民商は商売の相談を
広くサポート

このQRコードで
アクセスできます→